

【災害発生時の基本的な対応】

庄内さくら学園

《登校以前に警報が発令された場合》

- ① 「**午前7時**」の時点で「豊中市」もしくは「豊中市を含む地域」に
(1) 暴風・大雨警報関係

「暴風警報」・「暴風特別警報」
「レベル3大雨警報」・「レベル4大雨危険警報」・「レベル5大雨特別警報」

- (2) 猪名川・神崎川氾濫警報関係

猪名川・神崎川のいずれかへの発令
「レベル3氾濫警報」・「レベル4氾濫危険警報」・「レベル5氾濫特別警報」

上記(1)・(2)の警報の**いずれかが発令中の場合は「自宅待機」**となります。

- ② 「**午前10時**」までに警報が「解除」されたら、速やかに登校してください。
- ③ 「**午前10時以降**」も引き続き上記の警報が発令中の場合は「**臨時休業**」となります。

《登校後に警報が発令された場合》

- ① 天候（台風等）の状況、下校時の通学路の状況、安全面などを考慮したうえで、「**一斉下校**（引き取り含む）」をすることがあります。
- ② 天候や下校時の状況によっては、「**学校待機**」することを検討します。

《地震が発生した場合》

- ① 児童生徒の「登校前」に「豊中市に**震度5以上**の地震」が発生した場合は、「**臨時休業**」となります。
- ② 「震度5未満」であっても、道路や通学路等の状況（ご家庭の判断含む）によって、安全確保などの観点から、状況に応じた対応を実施します。
- ③ 「登校後」に地震が発生した場合は、学園生の安全確保を徹底したうえで、通学路の状況、学校内外の被害や時間帯などを考慮し、下校（引き取り含む）か、学校待機かの判断をします。
- ④ 保護者の判断で「安全確保等の理由により登校させなかった場合」は、申し出により「**出席停止**」の扱いとなることがあります。